

## 老人福祉施設等災害復旧費補助金の申請について

このたびの地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

老人福祉施設等の災害復旧に伴う補助金について、当該補助金の活用見込みがある場合、**別紙「留意事項」をよくご確認の上**、下記により関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、期日までに提出が困難な場合は、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

### 1 対象施設(老人福祉法、介護保険法、社会福祉士及び介護福祉士法関係)

※以下に該当する場合も、“開設者の法人種別”により対象外となる場合があります。詳しくは国交付要綱をご確認ください。

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス・A型)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、認知症高齢者グループホーム、在宅複合型施設、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設

### 2 対象金額

80万円以上 ※対象金額は、保険で対応される分を控除した金額です。

### 3 対象経費

老人福祉施設の災害復旧(施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費の2.0%に相当する額を限度とする。)

<対象とならないもの>

土地の買収又は整地に要する費用、明らかな設計の不備等によるもの、維持管理を怠ったことに起因して生じたもの、実地調査前復旧を行ったもののうち、写真等により被災の事実が確認できないもの 等

### 4 補助率

(1)下記(2)、(3)以外の上記1の施設

補助率:3/4(負担割合:国1/2、県1/4、設置主体1/4)

(2)老人福祉センター

補助率:2/3(負担割合:国1/3、県1/3、設置主体1/3)

(3)訪問看護ステーション

補助率:1/3(負担割合:国1/3、設置主体:2/3)

### 5 提出書類及び提出部数

・様式第1号(総括表)

・様式第2号(協議書)

・その他添付書類(見積書、被災箇所を朱記した建物配置図、写真(番号を付し災害箇所と対比させること))

※上記書類についてメールで御提出ください。

### 6 提出期限

令和8年1月27日(火)

※協議書類については、災害発生の日から30日以内に中国四国厚生局に提出する必要があります。

### 7 提出先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

TEL:0857-26-7178 FAX:0857-26-8168 E-mail:choujyushakai@pref.tottori.ig.jp